

令和6年第5回大玉村議会定例会会議録

第4日 令和6年12月13日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 舘 下 憲 一	2 番 渡 邊 初 治	3 番 菅 原 貴 子
4 番 渡 邊 啓 子	5 番 斎 藤 信 一	6 番 松 本 昇
7 番 本 多 保 夫	8 番 佐 原 佐百合	9 番 鈴 木 康 広
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 武 田 悦 子	12 番 押 山 義 則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 武 田 正 男
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 兼 総 務 課 長 押 山 正 弘
住民福祉部長 作 田 純 一	産業建設部長 菅 野 昭 裕
政策推進課長 鈴 木 真 一	税 務 課 長 菊 地 健
住民生活課長 後 藤 隆	健康福祉課長 安 田 春 好
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 杉 原 仁
環境保全課長 伊 藤 寿 夫	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和
教育総務課長 橋 本 哲 夫	生涯学習課長 渡 辺 雅 彦
農 業 委 員 会 事 務 局 長 神野藤 浩 和	

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・表決

議案第76号 大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第77号 村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第78号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第79号 大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第80号 大玉村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第81号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 2 号 令和 6 年度大玉村一般会計補正予算について
議案第 8 3 号 令和 6 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 8 4 号 令和 6 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
議案第 8 5 号 令和 6 年度大玉村水道事業会計補正予算について
議案第 8 6 号 令和 6 年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について
議案第 8 7 号 土地の取得について
議案第 8 8 号 村道路線の廃止について
議案第 8 9 号 村道路線の認定について
議案第 9 0 号 大玉村監査委員の選任について
委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決
請願第 4 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の
提出を求める請願書
閉会中の継続調査申出について
(1) 議会運営委員会
追加議案審議
議員発議第 7 号 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書に
ついて
5. 本会の書記は次のとおりである。
議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、牧野敏雄

一般質問者目次

1. 8 番 佐 原 佐百合 P. 8 9 ～

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、併任書記牧野敏雄君より欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第1、一般質問を行います。

8番佐原佐百合君より通告がありました「国際交流推進の課題と展望は」ほか1件の質問を許します。8番。

○8番（佐原佐百合） 8番佐原佐百合です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告いたしました2件について質問いたします。本日、そして今年最後の一般質問になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、国際交流推進の課題と展望はということでお伺いいたします。

本村では、教育の基本目標、「夢を育てる教育～おおたまに学び、世界とつながる人間の育成、みんなで支え、みんなで育て、みんなが育つ、大玉村の教育～」に基づき様々な事業を展開しています。特に、友好都市や姉妹校との人や文化などの交流活動を通じて異文化理解を深め、広い視野を持つ人間の育成を図るとともに、自らの住む村を見つめ、郷土を愛する心を育むことを目的とした国内外交流活動推進事業に力を入れています。

中でも、台湾・桃園市の大竹国民中学との姉妹校締結を基に中学生を中心とした相互派遣やオンライン交流を進めています。一方で、本村のホストファミリーの受入先が少ないという課題があります。また、マチュピチュ村との交流は、地球の反対側という地理的な距離があるために直接の交流は難しく、子どもたちの交流も十分に進展していない状況です。本村がマチュピチュ村と友好都市協定を結ぶ世界で唯一の自治体であるという特別な関係を生かし、台湾及びマチュピチュ村との交流をさらに深めることが期待されています。

そこで伺います。先日行われたマチュピチュ村との友好都市締結10周年記念式典では、2018年に中学生としてマチュピチュ村を訪問した3名がパネルディスカッションを行いました。今年成人式を迎えるお子さんたちですね。3人は、現地で感じ

たことやその後の自身の変化について語っていました。当時、帰国後の報告会で、この経験を大玉村に役立てたいと意欲を見せていましたが、それ以降、村との具体的な関わりが見えず私は少し心配していたところでした。しかし、今回の発表を通じて3人が当時の経験から受けた影響を語る姿を見て、この交流が確かな成果を生んでいることを実感しました。そして、交流の大切さを再確認するよい機会となりました。

村長、教育長は、この発表を聞いてどのように感じられたか率直な意見をお聞かせください。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 8番議員さんにお答えいたします。

2018年に副村長を団長として、中学生4名、高校生1名、それからあと防災関係で広域消防から1名、消防団から1名と、主な訪問団としてマチュピチュ村を訪問し、大変、ペルーの場合にはいろいろと治安の問題もありまして、心配もされましたが何の問題もなく、ただ列車の問題があつて1日遅れましたが、所期の目的を果たして無事帰ってきたということで、我々の訪問もそうでしたが、日程どおりいかなかったというようなことはありますが、治安に対する不安等については一切なかったということもありますので、観光客なり訪問客にとっては特別心配するような国ではないなということを感じてきました。

行ってきた中学生が、今回、1名都合が悪くて3名の方が来られて、それぞれあまり時間がなくてももう少しお話をしてほしかったところがありますが、時間が押してしまったということもあつて、それぞれの感想を述べましたが、確かに人生観が変わったというようなことがありまして、中学生のときに、地球の反対側の、しかも世界遺産のマチュピチュ遺跡を訪問し、本当にかなり違う異文化、あまり体験することのできない異文化に触れたというのは、多感な子どもたちにとっては非常に意義深いものだったんだろうと、深くいろんなものを感じてきたんだろうということを、短い発表でしたが、その中から十分に読み解くことができた。それを自分の将来、それにつなげていきたいというようなことも言われた生徒さんもおられましたので、確かな効果があったなというふうに感じております。

以上です。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

大変多感な中学生の時期にマチュピチュ村を訪れた本人たちの口から、その後の生き方や考え方に大きな影響を受けたという生の声を聞くことができたことは大変感動いたしました。実体験、いろんな経験から学ぶということこそが本物の学びであろうということは常々考えており、大事にしたいというふうに考えていたところですが、そのことを実感する、再確認する貴重な機会になったというふうに捉えております。マチュピチュ村との交流はもとよりですが、その他の取組を含めまして、子どもたちが豊かな体験を得ることができるよう、もちろん学校や子どもたちの負担になり過ぎない範囲でということにはなりますけれども、そういった機会を今後もつ

くれるよう努力していきたいというふうに思ったところです。

以上です。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） ありがとうございます。

お二人とも子どもたちの直接のお話を聞いて、将来につながる子もいれば人生観が変わった、あと常日頃本物の学びを大事にしたいと考えていることが直接生の声を聞いて再確認したということで、村にとってもこの事業については先がまだまだつながるものなのかななんて思いました。そこにいなかった職員さん方にも聞いていただきかったぐらい、本当にこれだけ人生観変えちゃうんだというぐらいマチュピチュ村に行ったことが人生の転換期なので、お話しされていたり、今大学に行っているのはマチュピチュ村の衣装のカラフルな色、町の色、それを見て、今自分はデザインの大学に行っているとか、多角的に見ることができるようになった、広い視野を持つことができた、思っていた以上の言葉が返ってきて、本当に私も感動いたしました。

次の質問に入ります。

パネルディスカッションでは、当時中学生だった3人が自身の経験を基に大玉村への具体的な要望を掲げていました。その言葉には、実際に経験したからこそ、先ほども教育長お話ししましたが、実際に経験したからこそ生まれる説得力が感じられました。改めて、その要望にどのような内容があったか、それに対して村はどのように対応し、今後どのように進めていくのか考えを伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

当日、ディスカッションの中でいろいろとお話が出されましたけれども、その中でも多感で何事も吸収しやすい時期に異文化を感じることが大切との考えから、今後も続くマチュピチュ村との交流の節目節目の時期に、中学生等の若い世代をマチュピチュ村へ派遣してはどうかという意見、要望がございました。

そこで、来年10月26日の友好都市締結10周年に合わせまして、野内与吉氏を顕彰するプレートを作成し、それをマチュピチュ村に建て現地での除幕式を予定しているところでございます。本来、その際には中学生にも同行いただきたいというふうに考えておりましたが、まずは、長期休暇が10月には学校を10日程度休んでいただくということになってしまいます。これに對しましては大変難しいというふうに考えております。夏休み中の渡航についても検討いたしましたが、プレートの設置について、この時期までに完了するかということもまず一点ございますし、夏休み期間中ですと部活動であったり部活動の大会等もございますので、来年の中学生の派遣に関しましては難しいというふうに今現在は判断しているところでございます。

したがいまして、また次の機会での派遣を今後は検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えします。

補足というよりは状況をちょっとお話しします。

昨日、マチュピチュ村の村長と Zoom で 30 分ほどお話をさせていただきました。その中で、マチュピチュの村長に 2 つのことをお願いがあって、Zoom でお話をしました。今、部長のほうからあったプレートの設置場所、プレートについては既にマチュピチュ村のほうで設置場所は準備しましたというようなお話もありましたので、プレートの具体的な設置場所はどこかということをお話をしたら、広場があります、多くの皆さんが入る広場にもできるし、それからあと多くの人が通る通り道のところに設置することもあるし、これについては村の希望に応じますということのお話をいただいて、こっちから持っていったら、その設置については全面的にマチュピチュ村のほうで協力をさせてもらいますというような話がありましたので、6 月、7 月頃に設置ができればいいなというふうに考えております。

それには、こちらから誰か行って持って行って協力して設置をするとなりますが、10 月 26 日に大玉から訪問団を結成して、その日にちでいいかと、その日にちがマチュピチュ村の村としての独立認定された日が 10 月 26 日ですので、前回行ったときも 10 月 26 日に来てくれというふうなことで行った経過がありますので、その日大丈夫かというお話をしましたら、その日で大丈夫なのでぜひその日に来てくれと、その日にセレモニーをやりたいと、お互いにお話が一致したというふうな状況がございます。

そのときに、マチュピチュの村長から話がありましたのは、子どもたちとの交流をしたいというお話がありました。行った来た、なかなか大変ですけれども、できれば相互交流、マチュピチュの子どもたちも大玉に派遣をして、これも当然、お互い派遣ですから、相互派遣ですから、マチュピチュのほうで負担をして派遣をするというふうな認識をしましたが、そしてあと、こちらに来たらこちらで受け入れて、村のほうで責任を持って受け入れると、同じことを、マチュピチュ村のほうに派遣してもらって、それを村のほうで受け入れて対応しますと。

あとは、日常的には子どもたちと Zoom とかメールとかで交流をしていきたいと、これについては、教育長のほうに、どういうふうに交流するかと、インターネット等については後でお願いしたいと思っておりますが、そういうことで子どもたちの交流を促進したいということがあちらの村長からお話がありました。こちらも望むところですので進めていきたいと。

それからもう一点は、JICA の補助金、前にマチュピチュに行くときに何か補助ないかということで、いろいろと国の出先機関で補助を出しているところもありますので、CLAIR という東京にある組織も補助、1 回はそれで補助をもらって行っていますので、CLAIR とか、あと JICA のほうにお話ししましたらば、学校の先生が引率して子どもを連れていく場合には補助対象がありますという話がありました。例えば、村長とか副村長を団長として行くのではなくて、学校の先生が子どもを引率する、当然それには村職員が随行して責任を持ってやるようになりますが、そういう

道もあるということなので、改めてJICAのほうに出向いて、その制度が今どういうふうになっているかも確認はしながら、来年は少し急な話ですから、再来年あたりにそういう補助を探して中学生を派遣できればいいなというふうにも考えて、できれば計画をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） 来年度の中学生の派遣は難しいということで、承知しました。マチュピチュ村のほうが子どもたちの交流を推進したいと向こうも思っているということで、本当に先ほど言ったように世界でも唯一交流ができる村としては、またいい意味で有名になるのではないかと思います。

先ほど、直接行くという交流もありましたが、日常的にはZ o o mなどでということもありました。教育長、今、先日子どもたちの話を聞いて、こういうことできるんじゃないかななんて思ったことはありましたか。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 8番議員さんにお答えいたします。

台湾との交流の中では、コロナの期間中、オンラインで交流をするという経験、中学校のほうではそのノウハウも持っておりますので、それはある程度可能なのかな。ただ、ちょっとそこで問題になるのが、時差が14時間あるということですので、やれるとすると中学生にはちょっと朝早めに登校してもらって、向こうの子どもさんにはちょっと夕方遅い時間になるかもしれませんが、そこを了解してもらえればリアルタイムの交流は可能なのかなというふうに考えております。また、必ずしもリアルタイムでなくても、メールであったり、お互いのメッセージ等が送り合うということも可能なのかなというふうに思っております。いろんな可能性を検討しながら、これから進めていければというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） ありがとうございます。

以前、7年前かな、マチュピチュとZ o o mやったらどうですかと言ったら、やはり時差がある、あと言葉の問題ということで難しいという答弁をいただいたんですけども、昨日村長が9時にやっていると聞いて、あれ、できないな、あと昼間もやっていっちゃうので、時間によってはできなくもないのかななんて感じましたので、ぜひやっていただければと思います。

私が聞いた中で、子どもたちから、異文化、日本のよさに気づけた、異文化交流はぜひ中学生にやってほしいということも言われていましたし、何かお互いの国の違いを楽しめるような交流ができないですかとか、あと文化交換、着物とポンチョ、あとは踊りとマリネラ、向こうの、同じ踊りであったり、衣装、服ではあるんだけど、お互い違うもので、それを学校で話し合って交換したらどうかなんていう、私はそう聞こえたんですけども、あと違いと同じところを確認してみてもいいかなということ

で、先ほど教育長も話ありましたが、直接ではなくても動画であったり、手紙とか、そういうやり取りで、せっかく3人の子どもたちが提案してきてくださったので、全部できるんじゃないかなと思うので、ぜひ中学生全員に経験させてあげられたらいいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次の質問です。

台湾との交流事業では、両校の中学生がホストファミリーに受け入れられています。今月、台湾に出発する子どもたちは44名で、現地では台湾のホストファミリーに2泊お世話になります。このように貴重な交流が実現できていることに、すごく台湾の方々に感謝したいと思います。一方、本村ではホストファミリーの受入先が少ないという課題もあります。

この交流事業は、中学校だけではなく大人にとっても貴重な経験となります。ホストファミリーを増やすためにはどのような取組が必要なのか、考えているかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8番議員さんにお答えをいたします。

まず、いろんな方策が考えられますけれども、来年1月14日から17日にかけて、18歳以上の一般の方々を対象とした令和6年度大玉村海外交流事業「台湾文化交流の旅」を行うこととしております。この事業につきましては、福島空港を離発着とするため福島空港の利用促進に寄与するということもございますし、その行程の中には大竹国民中学の視察も予定しているところです。大玉中学校と姉妹都市協定を締結し相互交流を行っている学校を実際に見ていただき、村民の皆様にご案内いただくことも目的としているところでございます。こういった取組によりまして、参加いただいた方に国際交流をご理解いただき、ホストファミリーとしてご協力いただければといった思いもございます。そして、この事業を継続することによりまして協力世帯を増やしていきたいというふうに考えております。

こういった大玉村のような小さい自治体で急激にホストファミリーを増やすことは簡単ではございませんけれども、中学生の台湾との交流事業、友好の翼の継続と併せ地道に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8番。

○8番（佐原佐百合） ありがとうございます。

1月に台湾に一般の方が行って、そのときに学校を見ていただき理解をしていただいてホストファミリーが増えればなということなんですが、学校を見るだけではなくぜひホストファミリーを受け入れてくださった親御さんたちがいれば、そういう人との話を聞けないのかななんて個人的に思いました。

なぜかという、私も2回ほどホストファミリーを受けさせていただきましたが、中学生の子どもがいないので、中学生の子どもたちが現地で何をしてきたかというのは分からなくて、本当に自分が毎回、こうかな、ああかななんて思いながら工夫して

受け入れてはいるんですが、幸いなことに夕方と夜だけということもあって、そんなに予備知識がなくても言葉がしゃべられなくても、ある程度受け入れることはできるんですが、やはり今後2泊受けてあげたいなという気持ちはあります。

だけれども、そうすると、長い時間一緒にいるとなると、もうちょっと向こうのことも知りたいなと思ってきたりするので、ぜひ向こうの方々と交流、1人、2人でもいたら話できる機会がないのかなとか、あとは大玉村でホストファミリーを受けてくださった方の体験談みたいなものを、何か話す機会であったり紹介するところがあったらいいんじゃないかなと思いました。私も2回目のときに、やはり初めての方から不安でなんて聞かれて、こうこうこうだよなんて言いながら促した記憶もございましたので、1月に視察に行つて理解を深めるだけではなくて、こちらでもぜひ実施していただければと思います。

異文化理解とは、文化や価値観の違いを知りそれを受け入れようとする気持ちを持つことです。また、異文化を知るための交流を通じて語学力やコミュニケーション力が高まることも期待できます。こうした経験を重ねることで、柔軟な考え方や協調する力が育ち、世界を広く見ることができる人に成長していけるでしょう。多様な価値観を持つ子どもたちが自分らしく成長していけるように、これからも支援していただくことを願い、次の質問に入ります。

次に、地域のコミュニティを守り育てるためにはということですが、村の統計によると令和6年11月末時点での世帯数は3,202世帯、5年前と比べて294世帯、10年前と比べて596世帯増加しています。現在も住宅の建設が進んでおり、今後も土地の開発によりさらに世帯数が増加すると予想されます。これは、地域の活性化にとって喜ばしいことですが、一方で自治会、行政区や組への未加入世帯が増えていることではないかと懸念されます。このままでは、地域コミュニティのつながりや活動が弱まり、従来どおりの役割を果たすことが難しくなることで、将来の地域の暮らしや安全に影響を及ぼす可能性があるのではないかと考えます。

もう何年も前から、先輩議員やここにいる同僚の議員の皆さん、地域のコミュニティの課題解決を目的に一般質問や提案を行ってきました。SNSやホームページを活用して、隣組の活動やよくある質問のページをつくって情報発信をしてはどうか、転入者への説明会を行ってはどうか、クリーンアップ作戦などの共同作業の活性化などでコミュニティを強めるべきではないか、村づくりを考えるためのワークショップなど意見を出し合える場をつくるべきではないかなど提案がなされました。しかし、大きな進展は見られません。

そこで、行政区や組だけではなく行政も協力し、新たな対応策を考え、次の一步を踏み出す時期だと考えます。これらを踏まえ、地域のコミュニティ課題解決に向けた対策などについて質問いたします。

初めに、村内では区長さんや組長さんの働きかけにより新しく組をつくる地域もあれば、行政区や組を抜けた世帯があると聞いています。村内の組数と全体での加入世帯数、そして加入率について伺います。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 8 番議員さんにお答えいたします。

1 1 月末現在の数値になりますが、まず村内の組数につきましては 1 0 6 組、次に、全体での加入世帯につきましては 2 , 1 8 4 世帯、そして加入率につきましては 6 8 . 2 % となっておりまして、この加入率につきましては、同一世帯で世帯内または同一敷地内での世帯分離、これらが多くありまして、実際の独立世帯数との乖離があるため正確な数値は把握できないということになっております。したがって、実際の加入率はもう少し高いというふうに想定しております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 令和 4 年に議長が質問したときの加入率が 7 1 . 5 % で、やはりそのときも世帯分離があるということで、正確な数字ではないと言ってもらいましたが、そのときで 7 1 . 5 % でした。今回 6 8 . 2 % ということなので、若干やっぱり減っているのかなという想像はできます。

組への加入に関して、役員の負担や回覧板、ごみ置場の利用法などが課題と考えられますが、最近建設されるアパートや集合住宅ではごみ箱が設置されており、既存の組への未加入や新規の組がつかられない原因の一つではないかと考えられます。現在の状況について、分かれば伺いたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

現在、村内におきますごみステーションの設置につきましては、おおむね 1 0 世帯程度の集約によりまして安達広域クリーンセンターと場所等の確認、協議を行い、設置しているところでございます。アパートなどの集合住宅あるいは団地等につきましては、この計画の段階から、村からこの事業者に対しまして、ごみステーションの設置を要請し、事業者が設置をしているという現在の状況でございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 主に 1 0 世帯の集約でごみブースを設置、あとは計画段階のときに事業者を設置するように要請しているということですが、それは分かるんですが、最近、不動産とかアパートのホームページを見ると、ごみブースは設置しなきゃいけないということも書きつつ、組とか地域のそういったものには強制的に入らなくてもいいんですよとか、いろんなのを見るんですけども、どう見てもはっきり入らなくていいじゃなくて、組への、どうも入らなくていいような雰囲気のパージがたくさんあって、何かこれもどうなのかなと。

じゃ、地域の安達管内の業者はどうなのかなと、そこまでは調べなかったんですが、例えばアパートの管理者や開発者に、先ほど、ごみブースの設置はお願いするけれども、新たな組をつくってはどうかみたいな、そういうことを促進する取組とかはやっているのか、もしくはそういう取組ができないのか考えを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

いわゆる集合住宅、アパートにつきましては一定程度の人の出入りがありますので、なかなかそこで固定した組をつくっていただくというのは、これを管理者に組づくりまでの指導を行うというのは難しいような状況でございます。

現在、先ほどごみステーションの設置について答弁をさせていただきましたが、ただ一方で管理者や事業者にとってはごみステーションの設置を、経費が増加するという関係から行わないとする例もございます。その場合につきましては、私どもとしましては、地元のごみステーション使用に向けて組への加入、それからステーション利用の了解、こういったものを条件として指導、要請をしているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） 設置、経費がかかることということで設置しない事業者もあるということで、地元のごみステーションをご案内している。そのときに、組にその方たちは入らないということでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8 番議員さんにお答えをいたします。

これについては、その組それぞれのお考えはありますけれども、これは組に入っていてごみステーションを使っていたくんだというふうなことで、最終的には新たに住民になられた方のお考えというふうなことにはなるかと思うんですが、こちらとしては、地元のごみステーションを使うのであれば、組に入ってそこを使うようなことで、利用をお願いしたいということをお願いをしているところでございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○8 番（佐原佐百合） お願いはしている、強制ではないのでお願いはしているということですね。

私の知っているところでは、一応組に加入していただいて、ただそれを大家さんが払っているのか、家賃の中から回収しているかまでは聞き取れなかったんですが、やはりアパートで、ごみブースを、ごみ置場を設置せずに地域の組のところに捨てさせてもらっています。ただ、お金はお支払いしているという話は聞きました。やはり、地域でみんな管理しているところなので、そこにアパートで、入替えも激しいのかもしれないんですが、やはり使わせていただいているので払っているというお話も聞きました。

あと、村外になるんですけれども、家賃の中に入れたりとか、あと、こういうわけで自治会のお金を回収していますということで1件1件、アパートの住民に声をかけて、はい、いいよという人もいれば、いや、うちはということもあるんですが、残り入らない部分は大家さんが立て替えて払っているということもありました。あと、私の息子、仙台にいたときには家賃の中に入っていました。なので、地域のところに捨てさせてもらう。

なので、あと村内でもごみだけのためというわけではないんですけれども、組長だけの役職がある組もあって、ごみステーションをつくるためにつくった組もあります。年々、クリーンアップと組長さんが全部お金の集金であつたりというところもあるので、まず一歩一歩地域に関わってもらおうというところで、もうそれだけでもいいから組をつくってごみステーションをつくるなり、地域のそういうところにごみを捨てるために組に入りませんか、入るといって管理費になるんですかね、そういう働きができないかなと思っております。

次に、役場脇のごみ置場は誰でもが利用できると認識しています。昨日の質問の中で、ごみの量に関しては大きな増減はないということでしたが、今後、組への未加入世帯が増えれば、年々ごみの量が増加していく可能性もあります。よく広報委員会をやっていると、ペットボトルがころころと道路に転がっていく音が聞こえます。やはり、何らかの対策は取るべきではないでしょうか。

郡山市では、ごみを出す自治会に加入しなければ、クリーンセンターに搬入しなければなりません。ホームページでも、町内会等で決められた集積所以外のごみ集積所には絶対に出さないでくださいと、あとはごみ出しルールを守るのは郡山市民として最低限のモラルですと強い表現でホームページなどにも書いてあります。また、栃木県の市貝町には、自治会未加入者向けのごみステーションを公共施設に設置しています。ただし、本人確認書類を提出し手続した人がごみを捨てられるという仕組みになっています。また、自治会に加入していない場合でも、管理費を支払うことでごみを捨てられる仕組みを導入している自治会もあります。

本村では、今度どのように進めていくのか考えを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 8番議員さんにお答えをいたします。

役場裏のごみ集積所につきましては、以前も答弁をさせていただきましたが、そもそも役場から出るごみの集積所として設置をしたものでございますけれども、組外の方、あるいは組に入っていられない方であっても、通勤の途中にあるからとかという利便性から利用されている例もございます。こういったごみの排出について、本自治会への加入とか、それから本人確認、こういったものも自治体の状況によっては必要あるいは有効かと存じますけれども、また一方で不法投棄等が増加するのではないかとといった点も懸念されるところでございます。

現在も、この役場裏の集積所につきましては、各地区の集積所をご利用ください、それから適切な分別に努めてくださいというふうな表示も行っておりますが、これらについてより訴えを強めて、ここの集積所は極めて集中していますので地区の集積所をご利用ください、あるいは分別をより徹底して減量化に努めてくださいというふうな呼びかけ、こういったものについて引き続き住民の皆様にご協力を呼びかけさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 8番。

○ 8 番（佐原佐百合） 提案、先ほどお話ししたみたいな他の自治体のような方法は取れない、不法投棄が懸念されるということで、今やっている方法、分別の案内であったり、各地区のご利用ということで訴えを強めるということなんですが、であれば各地区のごみステーションがきちっとできるように、地域でもいろいろやっぱり大変だと思うんです。なので、行政も介入して、開発業者であったり、アパートの管理の方々に言いつくるなり、地域の近くにお世話になるなり、そういう方法を取らなければ、どんどんこの利用がもしかしたら増えるということになってしまうのかなという、幾ら貼り紙しても気にしない人は気にしないような気もするので、やはり強い姿勢を今後見せるべきではないかなと思います。

次に、組への加入は強制ではなく自由であること、あと組ごとに運営方法が異なることは理解しています。また、行政に頼らない自主的なコミュニティづくりが理想であることも承知しています。本当に声かけはかなりの負担であり、トラブルであったり、抜けてしまう人を孤立させてしまう可能性があります。

私の組のほうでも、去年 1 年間いろいろありました。最終的には、自分たちでどうにかいかないと、じゃ、役場は何と言っているんだ、役場ではこう言ったと。最終的に行きどころがなく、ぶつけ場がなく、どうしても役場に矛先が行ってしまいます。それでも地域のコミュニティは維持していかなきゃいけないので、やっぱり加入者と未加入者が共通理解を深めて、組加入の判断を助けるために、他の自治体のように加入の基準やアドバイスを明文化した、すみません、これ自治体じゃなくて自治会加入ハンドブックですね、を作成することはできないか考えを伺います。

もちろん、調べると、大きな市で作っているものが多いです。だけれども、中身を見ると、こういう場合にはこう受け答えすればいいんだな、こういう事例があるんだなというのがすごく、今回自分もその立場になって、こういう考え方もあるんだなということの参考になりましたので、ぜひそういうことをできないかななんて思っている質問ですが、村の考えを伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 8 番議員さんにお答えをいたします。

ご提案いただきましたハンドブックに関しましては、先進的、効果的な事例がございますので、それらを調査研究をまずは行わせていただきたいと思います。その後、作成の有無等を検討してまいりますとともに、地域コミュニティの醸成や維持に重要な行政区、組への加入率の増加につながるその他の方策についても併せて今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 8 番。

○ 8 番（佐原佐百合） よいことはたくさんまねをしていいと思います。いっぱい、何十ページもなんて要らないので、ここに村に合ったいいところだけを抜粋して、大玉村なりのものを作っていただければなと思います。なぜ組が必要なのか、なぜ自治会に加入してもらいたいかをしっかり伝え、加入の呼びかけをするための一助となればう

れしいです。

組の活動は、住民同士の親睦や交流、生活環境の維持などの活動のほか、地域の防犯力の向上や災害時の共助体制の確立、行政と連携して地域課題の解決を図るなど住みよい村づくりを進める中心的な役割を担っています。

間もなく第五次総合振興計画も見直しの時期に入ります。今こそ自治会、行政区や組だけではなく、行政も協力し新たな対策を考え、次の一步を踏み出す時期なのではないかと考えます。村民が大玉村に住んでよかったと思える村づくりに期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（押山義則） 以上で、8番佐原佐百合君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時といたします。

（午前10時42分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前11時00分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第2、議案第76号「大玉村議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第76号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第3、議案第77号「村長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 77 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 4、議案第 78 号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 78 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 5、議案第 79 号「大玉村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 79 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 6、議案第 80 号「大玉村会計年度任用職員の給与及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第80号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第7、議案第81号「職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第81号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第8、議案第82号「令和6年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。7番。

○7番（本多保夫） 2点ほどお伺いします。

27ページ、農林水産業なんですが、ここで17備品購入費ということで、米の食味分析機器522万5,000円、これは村の米のブランド化を推進するためだということは理解できますが、購入に当たって、なぜ今の時期なのかと、今、米のほかに違った面で分析に使用する目的があるのかどうか。

もう一点、それに対して委託料、一番上段、6万6,000円なんですが、食味の

検査委託料ということで6万6,000円取っております。これは何か資格を持った人なのか、これによって大学との食味検査関係はこれで終わるのかどうか、その2点をお願いします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 7番議員さんにお答えいたします。

27ページ、17備品購入の件でございます。

まず、米の食味分析計の購入でございますが、こちらは村全体でおいしい米の産地であるための取組を推進するためのものでございまして、村民であれば誰でも無料で使用できるように設置したいと考えてございます。そして、おいしい米の生産方法に活用してもらう、そういった考えでございます。さらには、村全体の良食味米への関心及び機運の醸成とする取組とすることを考えてございます。

また、今回この時点で購入するというタイミングでございますが、ブランド化の生産を来年度作付する方を募集しております。その方たちの、あらかじめ食味計が導入されてから、実際、じゃ今持っているお米の食味値はどの程度なのか、そちらのほうも確認してみたいというところでございます。

また、12の委託料との兼ね合いでございますが、こちらについても各ブランド米の、フラッグシップ米の参加者に関しまして、各自が持っている保有米等について、これは農林水産物検査の指定を受けた機関で農産物の検査及び品位検査、いわゆる一等米かどうかを検査した後、食味及び整粒歩合等を、ブランド米になるかどうかの判別をするために、一部その一等米の調査とかに関しましては我々では検査はできませんので、そういった資格を持った、例えばJAだとか、米の集荷業者だとかに、一旦それをお願いして、来年度のブランド化に向けてのあらかじめ調整というか、確認をしておきたいというような、そのための最大限、最大値がこの6万6,000円という金額でございまして、こちら計上したところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。10番。

○10番（須藤軍蔵） 14ページの文書広報に関わる委託料の関係、これクラウド接続ネットワーク関係について、1,500万円ということで、一般会計からということのお話で、昨日の一般質問との関わりがありますが、このネットワークでどの程度、どう使い勝手がよくなり、あるいはまた効果と、こういうものを期待して、これらがやられるのかどうかということと、また、これらのことは今後続々と発生するような状況が別な面であるのかどうか、これらの2点について伺います。

それから、22ページかな、款、衛生費の保健衛生費の新規企画、新規の事業である骨髓移植ドナー支援事業、金額はともかくとして、これは事業があつて一定の金額というのをはじき出しているんだろうから、この要綱なり、あるいは概要というものを端的にお聞かせいただきたいと思います。

取りあえず、この2点をお願いします。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 10番議員さんにお答えいたします。

15ページ、②の情報処理に要する経費の中の12の委託料、ガバメントクラウド接続サービスネットワーク運用管理補助業務委託料に関するご質問でございます。

こちらにつきましては、以前、一般質問等で何度かご質問いただきましたいわゆる自治体DXの一環として、現在、全国の自治体では令和8年3月までに20業務の情報システムの標準化、共通化に取り組んでいるところでありますが、最終的にこの標準化、共通化したシステムは、国が設置する、ここで言うガバメントクラウド、こちらで全国の自治体が一律利用することとされておりまして、それらを利用するために必要な経費を今回計上させていただいたものであります。したがって、村独自の取組ということではございませんで、全国の自治体で取り組んでいるというところでございます。

なお、これによりまして、国のほうで言っているのは、このガバメントクラウド、デジタル庁のほうでシステムを監視するために、セキュリティーが相当高度になるということ、また今まで全国自治体、ばらばらでこの20業務、先ほど申し上げました20業務を導入し設置したり、あとはシステムの開発を行っておりまして、それぞれ高額な費用がかかっておりましたが、これ全国共通の標準化、共通化したシステムを利用するようになるということで、それらの経費が全国の自治体で按分されるようになりますので、今までより安価になるというふうに国のほうでは言っております。

以上でございます。

（「今後は……」という声あり）

○政策推進課長（鈴木真一） あと、今後、こういったことどんどん出てくるのかということでございますが、このガバメントクラウド利用に当たっては、今回これは初期導入費でございますので、次年度以降、例えば維持管理にかかる経費、ランニングコストが発生することが想定されます。あと、今のところはこれに幾らかかるというような情報は入っていないところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 10番議員さんにお答えをいたします。

22ページから23ページにかけての4衛生費、1保健衛生総務費に計上されております事項②の保健衛生共通事務に要する経費に計上されております18負担金補助金及び交付金にありますが、こちらにつきましては、骨髄移植ドナー支援事業について、その概要ということでございますが、こちらにつきましては、骨髄移植制度の普及促進とドナー登録の増加を目的に骨髄等の提供者の経済的負担等の軽減を図るための助成金の交付でございます。対象者としたしましては、大玉村に住所登録がある方で、骨髄バンク事業の骨髄ドナーに登録をし、骨髄等の提供を完了したものということになります。助成額につきましては、骨髄等提供にかかる通院、入院、面接などに要した日数、1日につき2万円、上限を7日分の14万円としているものでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） 26 ページ、款 6 農林水産業費、事項 1 農業費の 17 備品購入で、さっきもお話ありましたけれども、ブランド米のほうに使われるものだと思うんですけども、ブランド米のネーミングということで公募されていたと思うんですけども、どういうふうな状況なんだかを一つ。そしてあと、さっきもちょろっとお話ありましたけれども、実際現時点での生産される方の件数、それぞれお聞かせください。

それと、そのページの款 6 農林水産業費の林業費の広葉樹林再生事業費、1, 200 万円ぐらいのマイナスになっています。そして、森林再生委託料のほうが増額になったと説明で受けたんですけども、何で減額になったんだかと、あともう片のほうは何で増えたんだかを教えてください。

それと、30 ページ、31 ページの土木費で、8 土木費の 2 道路橋梁費、14 工事請負費 1, 300 万円ところの内訳を教えてください。お願いします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 5 番議員さんにお答えいたします。

26 ページ、6、1、3 の①の 17 備品購入費の件でございますが、ちょっと待ってください、ネーミングの件でございます。ネーミングにつきましては、10 月半ばから今年の 12 月の末まで募集してございまして、現時点とはいっても 11 月末でございますが、約 1, 400 件の応募がございます。それにつきまして、今後 12 月末で締切りをしまして、そこから一次選考ということで、その膨大な集まった数のものを選別しまして、2 次選考のときにある程度選びやすいように 6 から 10 案に絞って、その二次選考のときに決定をしたいというような考えでございます。

また、今、ブランド米、フラッグシップ米の生産に何人、出ているものがあるかということでございますが、何名かではございますが声は上がってございます。（不規則発言あり）何名かで、私の聞いた中では 2 名程度感触が、やってもいいよというようなことは承っております。

あとは、6、2、1 の①林業でございますが、広葉樹林再生事業が 1, 200 万円の減額、またふくしま森林再生事業のほうが 500 万円の増額となっております。減った理由、増えた理由、それぞれでございますが、まずふくしま森林再生事業の 567 万 6, 000 円の増につきましては、こちらは来年度の分をやる分を、今年度やれる見込みになった、来年度まで、令和 7 年度まで事業を計画してございましたが、今年度の発注が終った時点で同じ管内で事業費の残が出まして、そちらを大玉でやることができるかというような問合せがあった時点で、残り 3 町歩でございましたので、ちょうどそれを吸収すると今年度で繰越し予定ですが終わる事業費でございましたので、それをやるということでございました。

今年度につきましても、新たな地区の選定ができないということでございましたので、今年一気にやってしまいたいということで、こちら 500 万円の増になってございます。

また、広葉樹林再生事業でございますが、こちらにつきましても、実際まとまりの

ある広葉樹林が必要でございまして、こちら前年度に見込んでいた10町歩分くらいにつきまして、団地化が難しい箇所というところであったり、森林簿では広葉樹、絶木になっているんですが、実際現地に行ってみると杉が生えていたりといったことがあって、思ったより実際の実施箇所を絞り込むことが困難であったということで、今回早めに減額したということでございました。現在に関しましては、適地がないかどうかにつきまして森林組合に相談をしております、今後もアドバイスをすることをお願いしてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 5番議員さんにお答えいたします。

31ページ、14工事費、道路等維持補修工事費でございますが、行政区長等からの要望や道路パトロールで確認しました早急に対応を要する箇所を、新たに4箇所程度の工事費として1,300万円を増額、計上するものであります。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

最初のブランド米関係だったんですけれども、1,400件以上のネーミング募集来ている中で、じゃ実際やるかという人が2名という、そのルールが厳しいんですか、それともまだ周知があまりされていないんですかね。去年というか早い頃から今年の作付頃当たりに募集をかけるなんてお話も聞いていたんですけれども、こういった要因があるんだか、まだその募集最後まで終わっていないんですけれども、その辺ちょっと詳しく聞かせてください。

それと、あと広葉樹再生事業費なんですけれども、せっかくというかこれ県の予算だと思うんですけれども、大分もったいない気がするのかなと。今後、今、その森林組合さんとかに声をかけて、そういう適地があるかどうかという話をしていましたけれども、今後どういうふうに考えているのか、積極的にその予算獲得していくんだかどうかというその辺の話をお聞かせください。

あと、30、31ページのほうだったんですけれども、4か所あるということなんですけれども、どこなんだか、どういう工事なんだかお聞かせください。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

米のブランド化に向けたネーミング募集につきましては、印刷、広告の業者に委託をいたしまして、インターネット等で広く応募をしているということで、ほぼ全国各地からネーミングが寄せられているということで、こういった件数となつてございます。これは、一つ大玉村がこういうふうなことに取り組んでいるという広報の一環でもありますので、このような件数でございます。

作付農家でございますけれども、現時点で考えておりますのはフラッグシップ米、これにつきましては昨日の一般質問でもお答えしましたが、基本的な大玉村のお米の

一等米水準、これに加えてみどり認定、さらには環境に配慮した中干し期間の延長、あるいは殺虫剤の空中散布を行わない、それから食味値というふうなことでの基準を設けておりますけれども、これらについて当初から大人数、そして大面積ということになりますと、この収穫したもの、これらについてどういうふうに通にしていくなというふうな課題も残ってまいります。現時点では、今までブランド化の推進に準備会から取り組んでいただいた委員会の中の方々、事情をよく知っていらっしゃる方に初めに取り組んでいただいて、徐々にその取組を広げていく、そういった方法で推進を図っていきなというふうと考えているところでございます。

以下の質問については課長から答弁をいたします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 5番議員さんにお答えいたします。

広葉樹林再生事業でございますが、こちらにつきまして来年度以降も実施する予定ではございますが、確かにまとまった団地がないと事業化も難しいということもございまして、こちらにつきまして先ほど申し上げましたとおり森林組合さん等の協力を得ながら、さらに適地のほうを選定していきたい、そのように考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 建設課長。

○建設課長（杉原 仁） 5番議員さんにお答えいたします。

31ページ、道路等補修工事の内容等の質問でございます。

まず、舗装工を3本、クラック抑制工を1本発注したいと考えてございます。その具体的箇所につきましては、クラック抑制工につきましては、大玉郵便局から改善センターのほうに向かって上がる村道の真ん中が、数年前改良を終えたんですが、真ん中、クラックができておりますので、そこの水の浸透を防ぐということの工事をやりたい。舗装工につきましては、行政区長、緊急箇所等、行政区長からの要望、緊急箇所等の箇所が数か所上がっております。これから、地域のバランスを見て3本程度を拾い上げたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございせんか。4番。

○4番（渡邊啓子） 17ページ、2、1、12、国内外交流事業に要する経費の18負担金補助及び交付金の中で、野内与吉顕彰プレート制作実行委員会運営補助金150万円、これの内訳を伺います。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 4番議員さんにお答えいたします。

17ページ、国内外交流事業に要する経費の18の野内与吉顕彰プレート制作実行委員会の運営補助金の内訳でございます。

こちらにつきましては、現在クラウドファンディング等で資金のほうの調達を進めております。この当該補助金につきましては、これらの一部に充てられればというふうに考えておりますが、プレート制作等につきましては総額で300万円を想定して

おります。そちらの内訳ですが、まずプレートの制作費として１００万円、あとは現地へ設置する費用として５０万円、このプレートを輸送するための費用として３０万円、あとはこちらの設置したことを確認するための旅費等ということで８０万円、その他、クラウドファンディング等を頂いた方への返礼品ですとか、そういったものの送料、そのほかということで諸費ということで４０万円、合わせて３００万円ということになってございます。この１５０万円につきましては、その一部ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（押山義則） ４番。

○４番（渡邊啓子） 今ほどの３００万円、このチラシの上の１５０万円と下の１５０万円で３００万円、そのほかに補助金１５０万円なのかなというふうに私は理解したんですけども、そうではなくて、この１５０万円はこの一部に含まれる可能性大ということですか。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） ４番議員さんにお答えいたします。

このプレート制作については、１０周年記念事業という目玉で実施するわけですが、マチュピチュ村との約束とのこともありますので、途中で３００万円集まらないから、５０万円足りないからできませんというわけにもいきませんので、３００万円集まらなかった場合のための安全弁として、本来は村が３００万円出して設置すべきかもしれませんが、多くの人の思いを込めたプレートを設置したいということなので、クラウドファンディング等寄附を募って３００万円を確保しようということで実行委員会を結成していただいていると。いざというときのための備えというふうに考えていますので、３００万円集まれば支出をする必要はないと。ただし、３００万円を超して旅費が例えば８０万円が１００万円になったとか、そういう不足の場合にはその不足分については、足りない分については支出する可能性はないわけではありませんが、そういう性格の予算の計上でございます。

以上です。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。６番。

○６番（松本 昇） この件についても、俺、今質問するかと思ったんですが、先を越されちゃったんで除きます。

２１ページの児童福祉総務費の中の１８負担金補助及び交付金ですか、村外保育施設利用交付金として１７５万円計上されていますけれども、現在、今は何人くらい利用されているのか、そして前年と比べて多いのか少ないのかを伺いたと思います。

あともう一つは、２６ページから２７ページにかけて、先ほど１８ですか、負担金補助及び交付金、農業機械等の共同利用整備事業補助金３２３万７，０００円計上されていますが、何年か前にもこれ質問、聞いたことあるんですが、これは共同購入に該当するんだよね、個人では駄目なのかい。はい、そういうことで、一人で買うことはできないということだから、共同でこれ使っているんだか使っていないんだかとい

う、その年間を通して、利用日誌とか、管理日誌とかって、そういうのは取っているんでしょうか。もし取っていなかったとすると、一人で、いろいろ話聞くんですけれども、名前借りて一人の人しか使っていないというお話も、あちこち、ちらほら聞くのね。ですからそういうことでは不平等だということで、やっぱり管理日誌の提出だとかは求めているんだかなんだかお伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 6 番議員さんにお答えをいたします。

20 ページから 21 ページにかけての民生費、1 児童福祉総務費に計上されております事項⑤子ども・子育て支援に要する経費に計上されております 18 の負担金補助及び交付金、こちらの村外保育施設利用者交付金、こちらを利用されている方の数というご質問でございます。

こちらにつきましては、現在 9 名の方が利用していただいております。前年度と比べて、前年度の数字は持ち合わせておりませんが、前年度よりは増えているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6 番議員さんにお答えいたします。26 ページの農業機械の共同利用の件でございます。

こちら共同で実施されているかどうかの調査でございますが、こちら実施して、実績報告を毎回上げてもらっております。それには、管理日誌の提出はもちろん、あと状況写真ということで、その本人が写っているような写真もちろん提出されてございますので、あと状況に応じて、前回、以前に支出したもののについての状況調査もしたことがあるということございますので、現在においてもこちら適正に共同利用で、こちらが活用されているようにということを私は認識してございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6 番。

○6 番（松本 昇） じゃ、さっきの村外保育所の利用、これは今現在 9 名というのは、前年は幾ら、何人いるかは、もし後でもいいですからよろしかったら教えてください。

あと、今、機械の補助に対して日誌もらっている、これはいろいろやっぱり耳に入ってくるんですよね、さっきも言ったけれども、共同で買ったけれども一人しか使っていないとか、だからそこらをやっぱり事務局としてはちゃんと把握して、そういう話が出ないように、みんなの大切な税金でやっているんですから、そこらをきちっと指導していただきたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 6 番議員さんにお答えをいたします。

農業機械の共同利用、様々な形態がございます。それぞれの共同利用の、それぞれの構成員が機械を動かす場合もございますし、一方が請け負うような形で実施をする、

そういった場合もございます。様々な共同利用の形態があると思われまので、そういったことを踏まえながら、しっかりとした実態把握に今後とも今までと同様に努めていきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。 11 番。

○11 番（武田悦子） 23 ページの骨髄バンク、骨髄移植ドナー、これはこの先にこういう方が出てきたらということだと思えるんですけども、今まで村内で骨髄移植のドナーとなられた方などというのは把握していらっしゃるのかどうか。

25 ページの衛生費、保健センターの管理に要する経費で保健センターの照明の LED 化、順次 LED 化をそのほかの施設も進めるのかなというふうに思っているんですが、これの計画を持っていらっしゃるのかどうか。

あとは、この保健センターですが、LED だけではなくてかなり施設そのものも古くなってきていて、特に調理室とかもかなりあまり美しい状態ではないのかな。それは改善センターなり、大山公民館なりも同様でございますが、こういうところの改修の予定はあるのかどうかというところ。

次、27 ページの先ほど来ございました食味分析機、この上の委託料は今分析を専門家にお願いするというものだったということでしたが、この購入した食味分析機器というのは誰が使うのか、どこで誰が使うのかをお尋ねいたします。これ分析した場合、お金がかかるのかどうか。

35 ページ、学校管理費、大山小学校の LED 化、今回設計業務の委託料だけでございますが、これもやはりそのほかの施設、玉井小学校、大玉中学校とも同様の LED 化を進めていくのかどうかを伺います。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 11 番議員さんにお答えをいたします。

22 ページから 23 ページにかけて記載のございます事項②に記載してございます骨髄移植ドナー支援事業に関しての関連で、現在のドナー登録者の数というご質問でございますが、こちらにつきましては、令和 6 年 3 月末現在で日本赤十字社の資料によりますと、現在大玉村では 79 名の方が登録いただいているということで承知してございます。なお、実際に骨髄移植の実績につきましては把握してございません。

続きまして、24 ページから 25 ページにかけての保健センター管理費に計上してございます 14 工事請負費、保健センター照明 LED 化改修工事費でございますけれども、こちらにつきましては、竣工から大分 37 年が経過したということで、照明器具の劣化が著しいということで、早急に LED 化を図るものでございます。

その他、調理室などそういったお話もございました。建物自体、大変古くなってございますので、そちらにつきましては今のところ具体的な計画はございませんが、順次検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 失礼しました、11番議員さんにお答えをいたします。

学校施設を含めました公共施設のLED化全体につきましては、私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

ご覧いただきますように、今回保健センターとあと大山小学校の、こちらは設計を発注させるための予算を計上させていただきました。これに関しましては、やはり駆け込み需要がかなり多くて、中学校、小学校合わせて3校を同時に設計、発注する予算を計上したかったところでございますけれども、1校しか請け負えないというふうな内情がございまして、今回大山小学校を計上させていただきました。

教育委員会サイドで概算見積りを徴取しましたところ、概算工事費が2億9,600万円さらに設計業務委託料で2,800万円程度の費用がかかります。これにつきましては、全て国の脱炭素事業債という地方債を発行しまして、これによって行うこととなりますけれども、今後令和7年度に入りましてから、優先としましては、残り玉井小学校と大玉中学校、これの設計をまず発注しまして金額をつかんだ上で、7年度内にできれば工事を発注したいというふうな考えでございます。

その他の施設につきましても、順次予算を計上させていただいた上で発注を進め、全てについてLED化を図っていきたいというふうな計画であります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

27ページ、食味分析機器の件でございますが、こちら設置場所でございますが、現在、大玉村農業振興公社農業サポートセンター内にあるということを、協議調整してございます。また、誰が使えるのかということでございますが、そちらは大玉村村民であれば誰でも使えるようにしたいと思います。また、お金かかるかということでございますが、こちらは村民であれば無料で使用ができる、利用ができるというような形で今考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。9番。

○9番（鈴木康広） 23ページ、4衛生費の1保健衛生総務費の18、先ほど来出ている骨髄移植ドナーのほうなんです、白血病は、再生不良性貧血などの血液疾患のほうの治療のために骨髄バンクのほうのドナー登録が必要になると。実際に、半数程度の方しかその骨髄の型が合って、要するにドナーの方と骨髄のほうの移植の可能性が出る人が半数くらいというふうに聞いております。と考えますと、ドナー登録自体の数も増やす必要があるのかなと考えまして、ドナー登録の登録方法の案内とか、しおりなどのほうを村内でどういう形で配布とか案内とかしているかを伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 9番議員さんにお答えをいたします。

23 ページに記載してございます骨髓移植ドナーの関係でございますが、こちらの趣旨につきましては、骨髓ドナーの、日本骨髓バンク社が発行しているパンフレットなどを、保健センターの窓口、それから街頭献血の際にお配りして周知を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。3 番。

○3 番（菅原貴子） 39 ページの備品購入費のふるさとホール管理運営に関する経費の中で備品購入費というのがありまして、図書費40万円となっているんですが、内訳を教えてください。

○議長（押山義則） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡辺雅彦） 3 番議員さんにお答えいたします。

39 ページ、ふるさととの管理運営の図書購入費の内訳ということでございますけれども、こちらにつきましては、保育所、両幼稚園に5万円ずつで計15万円、両小学校に10万円ずつで計20万円、あと中学校に5万円ということで、合計で40万円ということになってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。5 番。

○5 番（斎藤信一） さっきの27 ページのブランド米云々だったんですけれども、認識としては、たくさん作られる方がいると初年度は混乱してしまうから、そのルールをちょっと厳しくしているんだという認識でよろしいでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

基準は、基本的にはフラッグシップ米としての基準を易しくして生産者を増やすという考えは現時点でございません。やはり、フラッグシップ米はそれだけの品質を持って村外アピールをしていくということでありますので、それを引き下げるという考えはございません。先ほどの答弁で、生産者の人数について考え方を示したしましたが、これについては初年度の収穫量、これをどう流通させるんだというふうな課題が、まだ全てクリアになった部分ではないということでもありますので、ある程度こちらが想定できる生産量をどう流通させるのか、そこまで責任を持った形で今後進めていくということで、スモールスタートといいますか、そういった形でスタートをし広げていくという、そういった展開を考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第82号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午前11時49分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第9、議案第83号「令和6年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第83号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第10、議案第84号「令和6年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第８４号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１１、議案第８５号「令和６年度大玉村水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第８５号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１２、議案第８６号「令和６年度大玉村農業集落排水事業会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第８６号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１３、議案第８７号「土地の取得について」を議題といたし

ます。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第87号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第14、議案第88号「村道路線の廃止について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第88号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第15、議案第89号「村道路線の認定について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第89号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第16、議案第90号「大玉村監査委員の選任について」を議題といたします。

質疑を許します。6番。

○6番（松本 昇） 監査委員、甲野藤健一さん、再任ということで何期ぐらいやっているんでしょうか。

それ答えてもらってからまた質問します。

○議長（押山義則） 説明で2期ということになっております。よろしいでしょうか。

（「じゃ、もう一回」という声あり）

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） 2期、そうすると8年だよね。（不規則発言あり）俺らなってから前だよ。うちなる前からだから、3期、4期やっているのかな。（不規則発言あり）はい、すみません。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 大変失礼いたしました。6番議員さんにお答えをいたします。

現職、甲野藤健一氏におかれましては、現在3期目でございます。今回の再任によりまして4期目に入るとい形になります。

以上でございます。

○議長（押山義則） 6番。

○6番（松本 昇） 確かに長くやってもらってご苦労だと思いますが、実はこの案件に対して反対するかなと思っていたのね。でも、民主主義で、どうせ反対意見出したって負けるというような観点から反対はしません。

何でこういうこと言うかということ、山ろく交流センターの会計監査をやってもらって、まだしっかりしていないところがあるんですよ。書類とか何か全部調べてやっはくっちゃっては言うけれども、どうもあれが残っているので、そういうことです。今後そういう案件が出たらちゃんと書類審査とか何か全部やって、そして、やっているとは思、だけれども、ちょっと不信に思っていますので、その点だけ発言させていただいて終わりたいと思います。

○議長（押山義則） 答弁は必要ございませんか。

○6番（松本 昇） いいです。

○議長（押山義則） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。
質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第90号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第17、請願第4号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

本件について、付託いたしました産業厚生常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。5番。

○産業厚生常任委員会委員長（斎藤信一） 産業厚生常任委員会報告。

議長の命によりまして、産業厚生常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る12月10日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第4号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願書を審査するため、12月10日午後1時25分より大玉村役場第1委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聴き取りのため産業建設部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本請願については、最低賃金の引き上げによって非正規労働者の雇用や設備投資が抑制されないように、中小企業・小規模事業者などを対象とした物価高騰の支援策が必要であるとの意見が出され、慎重に審議した結果、全委員一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、産業厚生常任委員会に付託されました本請願の審査結果の報告いたします。

令和6年12月13日

産業厚生常任委員会委員長 斎藤 信 一

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

○議長（押山義則） ただいま産業厚生常任委員会委員長からの報告が終わりました。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

請願第４号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める請願書」を採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択です。

お諮りいたします。

本請願について討論を省略し、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第１８、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から会議規則第７５条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすること決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れはございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第７号「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書について」が提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第７号「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書について」を日程に追加し、追加日程第１として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、議員発議第７号を日程に追加し、追加日程第１として議題とすること決定しました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 追加日程第１、議員発議第７号「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。９番。

○９番（鈴木康広） 議員発議第７号「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求め

る意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年12月13日

大玉村議会議長 押 山 義 則 殿

提出者 大玉村議会議員 鈴 木 康 広

賛成者 大玉村議会議員 渡 邊 初 治

提出先 内閣総理大臣、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書（案）

物価高騰は、国民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。労働者の暮らしを守り、日本経済の回復を進めるためには、賃金引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要がある。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要である。

また、現行の地域別制度は、人口の一極集中や若者の都市部への流出の大きな原因となっている。2024年の地域別最低賃金改定は、最高の東京都で時給1,163円、福島県では955円、最も低い秋田県では951円となった。福島県と東京都では、同じ仕事でも時給で208円、年収で43万3,812円（厚生労働省が示す法定労働時間の上限173.8時間で算出）ものの格差が生じる。最低賃金の大幅引き上げとともに、地域間格差をなくす全国一律へ法改正を行うことが喫緊の課題になっている。

全国一律制と最低賃金引き上げを実現させるためには、中小企業・小規模事業所への抜本的な支援強化が必要である。政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と、大胆な財政出動が求められている。また、下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施される指導が必要である。以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求める。

記

1. 最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 労働者の生活を支えるため、最低賃金について1,500円以上を実現すること。
3. 最低賃金の引き上げができ、経営が継続するように、中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月13日

福島県安達郡大玉村議会議長 押 山 義 則

よろしく申し上げます。

○議長（押山義則） 議員発議第7号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（押山義則） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和6年第5回大玉村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午後1時51分）